

ご連絡先: 〒444 - 0224
愛知県岡崎市中島中町4丁目3 - 17
電話 : 0564-43-3216 FAX : 0564-43-1439
URL : <http://office-miura.jp>
e - mail: office-miura@office-miura.jp



社会保険労務士・行政書士

三浦法務事務所便り

業績悪化に伴う内定取消は どのような場合に認められる？

業績悪化に伴う内定取消が増加

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機に伴う急激な株価下落や景気悪化の影響による企業の業績悪化・業務縮小・事業撤退などを理由として、来春就職予定の学生の内定が取り消されるケースが相次いでいるそうです。業種は不動産、住宅販売、建設、生命保険、ホテル、情報通信、システム開発、専門商社など多岐にわたっています。

大学側では「企業の業績悪化が深刻化してくるとさらに内定取消が増加するのでは」「実際にはもっと多くの学生の内定が取り消されているかもしれない」「この時期にこんなに内定取消が相次ぐことはここ数年間なかった」などといった不安の声もあがっているようで、また、2010年春に卒業・就職予定の現在の大学3年生の就職活動にも影響が出てきそうです。

企業・大学・学生いずれにとっても非常に深刻な問題である内定取消は、どのような場合に認められるのでしょうか。

裁判所の考え方は？

内定取消は、一般的に「客観的にみて内定を取り消してもやむを得ない事情がある場合」にのみ許され、単なる業績悪化だけを理由として簡単に認められるものではないとされています。

裁判例(大日本印刷事件:最判昭和54年7月20日)では、会社が応募者に「採用内定通知」を發して、応募者がこれに応じる旨の「誓約書」を提出した場合には、入社日を「採用内定通知」に記載された時期とし、「誓約書」に記載された採用内定取消事由が発生したときは当該契約を解約できるとの解約権が留保された労働契約が成立していると考えられる、としています。

さらにこの留保解約権については、内定の当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られる、としています。

「整理解雇の4要件」との関係

また、経営悪化を理由とする採用内定取消の場合について、いわゆる「整理解雇の4要件」の考え方に沿った判断を下した事例がありあます(インフォミックス事件:東京地決平9年10月31日)。

この事案では、(1)人員削減の必要性、(2)採用内定取消の回避の努力、(3)人選の合理性は認められるが、(4)手続きの面において十分な説明が欠けていたとして、採用内定の取消が無効と判断されています。したがって、採用内定を取り消すべきかどうかは、上記の4要件の考え方に沿って慎重に考えなければなりません。

苦しさを増す介護事業者の支援策

苦しい経営実態

厚生労働省は、「平成 20 年介護事業経営実態調査」を発表し、介護施設の苦しい経営実態が明らかになりました。

前回調査（2005 年）と比較すると、利益率（収入に対する利益の割合）が、例えばデイケアでは 18.9%から 4.5%に、特別養護老人ホームでは 13.6%から 3.4%に大きく下がるなど、15 種のうち 11 種で低下しています。また事業規模別では、事業規模の小さいところほど経営が厳しくなっているようです。

2009 年 4 月から介護報酬引上げ

上記のような現状から、政府・与党は、介護労働者の待遇改善を図るため、2009 年 4 月から介護報酬（介護事業者に支払われるサービスの公定価格）を 3%引き上げることと決定し、先ごろ発表した「新総合経済対策」（追加経済対策）に盛り込みました。介護報酬は 3 年に 1 度改定されることになっていますが、プラス改定は 2000 年度の介護保険制度発足以来初となります（2003 年はマイナス 2.3%、2006 年はマイナス 2.4%といずれも引下げ）。

報酬引上げは保険料アップにも繋がります。本来であれば来年度から月 300 円程度上昇する計算になるそうですが、急激な保険料負担増を回避するため政府が肩代わり（国費から 1,200 億円を投入）する方針で、2009 年度の介護保険料は全国平均で 1 人あたり月 150 ～ 200 円程度（3 ～ 5%程度）の引上げとなる見通しです。

自治体で独自の対策も

東京都杉並区では、介護事業者向けの緊急融資を行うと発表しました。同区内の通所介護施設や特別養護老人ホームを運営している介護保険事業者に対して、介護報酬 3 カ月分以内（最高 300 万円）

を無利子で融資する制度を今年の 12 月に創設し、経営が悪化している介護事業者を支援していくそうです。融資期間は 6 年で、用途は運転資金に限定されています。対象は従業員 300 人以下の社会福祉法人と NPO 法人です。

12月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出
< 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出
< 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

15 日

勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出 < 12 月 15 日 ~ 1 月 25 日 >
[労働基準監督署]

31 日

固定資産税 < 都市計画税 > の納付 < 第 3 期分 > [郵便局または銀行]

健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出
[税務署]

給与所得者の保険料控除申告書 < 生命保険・損害保険・社会保険 > 兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者]